

## 議案第84号 朝霞市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

総務部職員課

## 1 改正内容

## (1) 給料表の改定

給料月額を平均0.27パーセント（859円）引き上げる。

## (2) 勤勉手当の改定

令和4年12月期の支給月数を0.1月分引き上げ、令和5年度以降は6月期と12月期の支給月数が均等になるよう改める。（再任用職員については0.05月分の引上げ）

## ①令和4年12月期の勤勉手当を0.1月分引き上げる。

	現行（12月期）	改定後（12月期）
一般職員（特定管理職員以外）	0.95月	1.05月
特定管理職員（6級以上）	1.15月	1.25月
再任用職員（特定管理職員以外）	0.45月	0.50月
再任用職員（特定管理職員）	0.55月	0.60月

※期末勤勉手当の年間支給月数は、一般職員及び特定管理職員が4.30月から4.40月、再任用職員が2.25月から2.30月となる。

## ②令和5年度以降の6月期と12月期の勤勉手当の支給月数を各期が均等になるよう改める。

	改定前 （※上記①改定後）		改定後 （令和5年度以降）	
	6月期	12月期	6月期	12月期
一般職員（特定管理職員以外）	0.95月	1.05月	1.00月	1.00月
特定管理職員（6級以上）	1.15月	1.25月	1.20月	1.20月
再任用職員（特定管理職員以外）	0.45月	0.50月	0.475月	0.475月
再任用職員（特定管理職員）	0.55月	0.60月	0.575月	0.575月

## 2 規定内容

## &lt;改正条例第1条の規定&gt;

第18条第2項 一般職員、特定管理職員及び再任用職員について、勤勉手当の支給月数を引き上げるもの。

別表第1 行政職給料表について改正を行うもの。

## &lt;改正条例第2条の規定&gt;

第18条第2項 一般職員、特定管理職員及び再任用職員について、勤勉手当の支給月数の配分を改めるもの。

### 3 施行期日等

#### (1) 施行日

公布の日

※ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日

#### (2) 適用日

##### ①給料表の改定

令和4年4月1日に遡及して適用する。

##### ②令和4年12月期の勤勉手当の支給月数の改定

令和4年12月1日に遡及して適用する。

担当

総務部職員課給与厚生係

電話463 - 3196